

経済産業省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
21	B	地方に対する規制緩和	産業振興	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業者の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること	【制度改正の必要性】 本県は、平成27年12月に「あいち産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ。水素ステーションについては、許可を受けた事業者の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。本県では県庁敷地内において、平成27年9月10日から、民間事業者の協力により、「愛知県庁移動式水素ステーション」の運用を開始しており、水素ステーションでは水素社会の普及啓発のために、見学を受け入れている(平成28年4月30日現在、累計4,018人)。見学者から、「水素はセルフ充填が認められないほど危険なものなのか」との質問が寄せられることがあり、セルフ充填が認められていないことが水素社会の普及啓発のための支障となっている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ。水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。	整備・運営コストの削減は、以下の効果をもたらす。 ・新規参入事業者の増加により、水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。 ・水素料金の低減につながり、FCVユーザーにとってメリットが増大し、FCV普及が加速する。 ・敷地境界との距離規制を緩和することにより、敷地に余裕のない都心部でも水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	愛知県		宮城県、神奈川県、名古屋府	水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し結論をえた上でセルフスタンドを可能とすることとしている。なお、セルフ充填については規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとされている。 高圧ガス設備の敷地境界との距離については、所定の距離を設けるか、これと同等の措置を講ずることを認めているため、距離の短縮は可能である。高圧ガス設備を地盤面下に設置することも「同等の措置」として認めることは可能であると考える。なお、高圧ガス設備を地盤面下に設ける場合の技術基準を今年度中に整備する予定である。
214	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCVおよびFCVフォークリフトへの水素セルフ充電を可能とする規制緩和	FCVフォークリフト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充電が可能であることがFCVフォークリフト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素スタンドのディスペンサーの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充電は不可能となっている。	FCVフォークリフトの運用コスト(立倉庫の物件費等)の削減に繋がるとともに、FCVドライバーの利便性の向上を図ることができる。 また、物流倉庫等においては、FCVフォークリフト作業によるセルフ充電を可能とすることにより、最大限の作業効果を発揮することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	徳島県、鳥取県	神奈川県	高圧ガス保安法では、ディスペンサーを屋内に設置できないとする規定はないため、技術基準上は圧縮水素が漏洩したときに滞留しないような構造であることを求めている。 「滞留しない構造」については、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」において、例示基準として例示しているので参照いただきたい。 また、例示基準に基づかない場合について、高圧ガス保安協会による事前評価を受け、その評価書を事業者の許可申請書に添付頂く方法もある。	
215	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	FCV及びFCFLへの水素セルフ充電を可能とする規制緩和	FCV及びFCVフォークリフトへの水素セルフ充電を可能とすること	水素の充電は、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際には保安統括者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCVフォークリフト作業者が、セルフ充電を行うことはできない。	水素ステーションの運営コスト(立倉庫の物件費等)の削減に繋がるとともに、FCVドライバーの利便性の向上を図ることができる。 また、物流倉庫等においては、FCVフォークリフト作業によるセルフ充電を可能とすることにより、最大限の作業効果を発揮することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	徳島県、大分県、兵庫県、鳥取県、堺市	神奈川県、大阪府、香川県	○本県でもFCVフォークリフトの導入を希望する業者にヒアリングしたところ、事業所内におけるFCVフォークリフト作業による水素充填が認められていないため、運営コストが高くなることから、同様の措置を求めることの見解があった。	水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し結論をえた上でセルフスタンドを可能とすることとしている。なお、セルフ充填については規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとされている。
216	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながるが期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。	道路法32条、道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市	宮城県、長崎県	○FCVの普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極に進める必要がある。	道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である、道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。 ○提案の水素ステーションについて、具体的に道路区域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、道路に設置しなければ普及に支障が生じる具体的な理由等が明らかでないが、これらをお示し頂いたうえで、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ譲渡又は承継の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」において必要がある。 これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。	第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出ることが困難である。 また、第二種貯蔵所設置届を提出する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があり、会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受けたい事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置届を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。 ※ 高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後可)が設けられている。 ※ 第二種貯蔵所設置届の添付書類の例 事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造物に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面	多くの書類を添付した再度の設置届の事前提出が必要となり、事業者の負担が軽減される。 また、届出内容が簡素化されることで、自治体側の書類確認事務や事業者からの相談対応などの事務負担が軽減される。	高圧ガス保安法第16条～第17条の2、第1条第4項	経済産業省	富山県		埼玉県、千葉県、新潟市、広島市	第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを行う場合の手続きについては、今後、明確化する。
26	B	地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、インシデンが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(委託者・福島県猟友会)を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計302人(申請件数302件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 委託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	北海道、いわき市、千葉県、静岡県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、単独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きくなっている。 また、事業実施前の短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。 4月から5月はニホンジカが出産前で、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出産期の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 ○支障事例 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が必要となっている。このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えらる。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
43	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。 (都道府県に交付金として交付し、都道府県が判断して柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)	【支障事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。 H26年度の地方分権改革に関する提案書において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話し、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが固まっていなかったことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行っていない。 【制度改正の必要性】 都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。 このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適当である。 なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等との連携が密接で地域の実情に精通している都道府県が一元的に担えば、より効果的・効率的に行える。 なお、小規模事業者持続化補助金の申請には、経営計画書が必要となるが、県でも経営の向上を目指した経営革新計画承認制度があることから、県が一元的に事業を実施した方が、より効果的・効率的と言える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	埼玉県		新潟県、浜松市	—	小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。 商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。 また、本事業はその時々で政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。
96	A	権限移譲	産業振興	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務を都道府県に移譲すべきである。 具体的には小規模事業者支援パッケージ事業(小規模事業者持続化補助金)について、都道府県に交付金として交付し、都道府県が判断して柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の実情を良く知る都道府県が行うことが適切である。 平成26年度の地方分権改革に関する提案書において、小規模事業者持続化補助金の権限移譲について提案がなされ、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話し、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされている。しかしながら、本補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されているにも関わらず、都道府県への情報提供や連携する仕組みが固まっていなかったことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行っていない。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が積極的に担うことにより、効果的・効率的に行える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	熊本県		新潟県	—	小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。 商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。 また、本事業はその時々で政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。
89	A	権限移譲	産業振興	経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づき経営革新計画の策定支援等を営む総合的な中小企業支援を実施しているところである。 しかしながら、同法に基づき経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施する事業との連携が図りにくくなっている。	経営革新計画の認定を指定都市でも行うことができるようにすることにより、中小企業にとっては経営革新計画の策定支援から認定までを一貫して市のレベルで行うことが可能となり、利便性が向上する。また、本市にとっても、関係団体であるさいたま市産業創造財団との密接な連携により、本市の中小企業支援策との連携をより円滑に行うことが可能となり、もってさいたま市まち・ひと・しごと創生戦略に位置付けている「中小企業の競争力強化による雇用創出」にもつながるものと考えられる。 なお、経営革新計画の承認については、全国的には承認件数が減少傾向にある中で、埼玉県では経営革新計画の承認窓口の増設等により承認件数が増加(平成26年度260件→平成27年度760件)しており、経営革新計画の承認に至るルートを増やすことは、承認件数の増加という効果ももたらすものと考えられる。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条	経済産業省	さいたま市	—	浜松市	—	当制度については、地方分権推進委員会第5次勧告(平成10年11月)において、中小企業支援策について「地方公共団体が一定の役割を果たしつつ、支援対象を適定できるよう、地域性の高い事業については都道府県が計画承認を行う制度とする」ことが盛り込まれていたことを踏まえ、また事業者の利便性を考慮し、全国レベルの取組以外の地域性の高い事業については平成11年の制度創設時より都道府県が承認を行うこととしている。 他方、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事があらかじめ市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲することができることとなっていることから、必要に応じて県と相談していただきたい。
225	A	権限移譲	産業振興	地域・まちなか商業活性化支援事業のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	・26年度提案募集の対応方針はあるが、採択情報が公表されるまで当該事業の情報がなく、補助希望者へ地域に密着した適切な支援や助言ができない。 ・制度運用の変更等、公募情報の公表が遅いため、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象外となる事業が発生している。 ・都道府県において、国における制度や運用の検討状況が不明であるため、補助メニューが重複したり二重補助を招く可能性があり、効果的な施策の立案に支障が出ている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(8割近くの都道府県に類似の事業あり)	・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。 ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせること、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・研修内容が都道府県内の地域ごとの実情に即したものにすることができ、申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	経済産業省	全国知事会	平成26年度提案募集において、商店街振興に関する提案が複数団体からなされ、対応方針で国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公開に関する情報提供を行う。とされた。	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県	○事前に、商店街から申請があったことを含め、県に情報提供し、交付審査に当たり、県が意見を伝える機会が提供されていないため、県内の地域ごとの実情が十分に反映されているとはいえない。 ○商店街の活性化については県と地元市町が連携して商店街団体等の取組み等に取り組んでいるが、国の補助金については県に情報提供がなされず、新規提案立案時の情報不足が生じ、支援内容が重複する場合がある。	本事業は、限られた予算の中で全国的な見地から商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出して、他の地域に波及させることにより、全国の商店街の発展を図るものがある。このため、本事業の趣旨から、全国の商店街について俯瞰することが可能である国の実施が必要不可欠である。 事業の執行にあたっては、地域の商店街に精通している地方自治体との連携が重要であるため、地方自治体の支援計画書の提出を受けるなどして、その関与や支援のあり方を確認するとともに、地方自治体の関与が強い案件を優先的に採択するなどしているところ。
226	A	権限移譲	産業振興	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	・研修事業で内容や実施時期の調整が国と都道府県、関係団体の間で行われないため、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。 ・国が都道府県を介さず支援している企業の情報等について随時適切な共有がないため、都道府県や団体における地域産業政策の効果的な企画立案に支障が出ている。 ・国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度の後半になっている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)	・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。 ・我が国の若者・女性の活躍推進のための提言日本再興戦略「ちいさな企業」成長本部行動計画	我が国の若者・女性の活躍推進のための提言日本再興戦略「ちいさな企業」成長本部行動計画	経済産業省	全国知事会	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県	○国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度後半にずれ込んでしまう。 ○利用者からすると、複数の事業主体の支援メニューを確認する必要がある。類似した「小規模事業者支援人材育成事業」については、商工会・商工会議所が県の交付金を活用して行う研修の講師やテーマが、国の研修内容と重複する可能性がある。研修のテーマや講師の設定に際し、地域の意見が反映されない。	中小サービス業中核人材の育成支援事業に關して、本事業では、全国から人材を「武者修行」に出したい中小企業を募り、また同様に、全国からこうした人材を受け入れていただく優良企業を募り、双方をマッチングする必要があるため、全国大で取り組む必要のある事業である。したがって、本事業に關しては引き続き国が実施していく。 なお、事業実施時期に關しては、利用者の要望を踏まえ、交付手続きをより迅速に行うよう努めている。 小規模事業者支援人材育成事業については、経営計画策定支援の方法など、「商工会及び商工会議所」による小規模事業者の支援に関する法律」第3条に基づき定められている。基本指針を踏まえた研修内容となるよう、実施機関と連携して事業を実施して、国が統一して実施することが必要。また、可能な限り国の担当者が出向いて説明しており、法律や国の政策の背景を現場へ直接伝ええることができる機会としても重要なものと考えている。要望を踏まえ、事業実施時期はできるだけ前倒しができるよう配慮しつつ、引き続き、国が実施していく。	
45	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	孤立死防止対策の充実	【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同意書の通知(H24.4.9)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異変を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	本提案の実現により、居住者の異変を発見した地域住民やライフライン事業者が速うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省	埼玉県		新潟市、経井沢町、豊中市、広島市、岩国市	○地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなったと認識しているところはある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないため、本県は必要な通報がなされていない可能性はある。 ○生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異変を発見しやすい状況にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。 このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にとっては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。 もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができることに資する。	個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者等となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していることと承知しており、国として、別途、画一的な具体的な基準を示す必要はないと考えている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
54	B	地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間等との短縮	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間及び審査期間の短縮(店舗面積1,000㎡超について、例えば、法律で現在4月間と規定している届出事項の県縦覧期間を1か月から2か月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8月間ルール)でも1か月から2か月の短縮をする。)	事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか変わらないにも関わらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことから、県の意見発出日が大きく乖離したり、短期間に県審査会を複数回開催しなければならない場合がある。 ※法律の規定により、事業者は届出後2月以内には地元説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応をしていることから、本県においては、4ヶ月の縦覧期間中に住民等から県に意見が出された例はなく、縦覧期間の柔軟化・短縮化を図っても問題ないと考えられる。 また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。	地元説明会の段階で住民との調整を支援なく終えている事業者は、早期に開店することが可能になる。 また、縦覧期間の短縮化が図られることにより、県審査会の開催時期との調整が柔軟に行えるようになる。	大規模小売店舗立地法	経済産業省	岡山県			徳島県	大店立地法は、大型店の出店の際に、生活環境への影響についての配慮を大型店に求める手続を定めるものであり、地域住民に対する説明会の開催や、地域住民からの意見提出機会の確保を通じて、地域住民と大型店とのコミュニケーションによる生活環境への影響についての解決を促している。 大店立地法においては、説明会開催や地域住民の意見提出、都道府県等の意見提出等について期間が設定されており、生活環境への影響が有り得るケースであっても、一定の期間内で手続が完了されることで、大型店が届出から出店までに必要な期間を予測できるようになっている。 大型店による説明会を住民等が聴取して、生活環境への影響の可能性について判断し、意見として都道府県等に提出するためには、相当の期間が必要であり、そのための期間として4ヶ月の期間(県の縦覧期間)が設定されている。この期間を現状より短くしていくことは、住民に必要な検討期間が短くなることになる。閉店に必要な期間を短くしたい大型店にとっては都合が良いが、住民には不利益になるという、トレードオフの関係となっている。 大型店は、出店にあたって、地域に受け入れられる様に、住民の要望に誠実に対応していくことが期待されており、多くの場合、予測される生活環境への影響を緩和する措置(防音壁、外灯の設置、駐車場出入口での警備員の配置など)を実施することを住民への説明会で表明するため、これまでの大店立地法の執行において、都道府県等から意見が出されるケースは5%以下と少ない。しかしながら、大型店側の取組が不十分であることにより、意見が提出されることも当然あり、そのような場合は、住民と大型店との適切な対立が生じていることもある。現状において、大型店出店に必要な期間を短くし、利益を与える一方で、住民が意見を提出できる期間を短くするという不利益を与える法改正は両者の関係のバランスを崩すものであると考える。
62	A	権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加など、定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増大することが想定されている。特に組合員資格として定款に定められている業種が複数省庁の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく(厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる業務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく(地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務)についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができ、また、組合に対する統一かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	経済産業省	富山県					1. 中小企業等協同組合法(以下「中協法」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(以下「中団法」という。)に基づく組合及び連合会(以下「組合等」という。)については、事業区域が自団体(都道府県)の行政範囲を超える組合等が存在する。自治体の権限は、地方自治法に規定する権限の範囲に留まるため、自治体の行政範囲を超える場合には所管省庁の大臣が管理・指導を行うこととしている。 2. 今般の要望に関し、経済産業大臣が現在地方経済産業局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することについては、これまで上記1. にあるように組合等の事業地域の拡大等を踏まえ、当該自治体が管理・指導することが可能かという点を確認する必要がある。具体的には、①地方経済産業局が管理・指導している組合等を自治体が引き受けるための体制整備の状況、②所管することとなる組合等に対して、自治体の行政範囲を超える場所に報告徴収や立入検査等を行うことができるかという点である。これらについては当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、統一的な整理を実施する必要がある。 3. 一方で、組合等が地方経済産業局やその他関係府庁に対し手続を取るという現在の体制から、ワンストップで自治体に対してのみ手続を取ることの利便性の向上を図ることができるとしているため、上記2. の実態も踏まえ、比較衡量の上、検討していく。
71	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づき流水占有許可申請に係る雑用水の供給量については、柔軟な運用する措置を求める 一方、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(特に試験的な措置として供給が行われる場合として、日量600m未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。) 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うとすることができず、水利用の許容量の削減により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水施設を有効に活用できない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水利権に転用する場合の水利権分の取扱について(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡)							
71	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づき流水占有許可申請に係る雑用水の供給量については、柔軟な運用する措置を求める 一方、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(特に試験的な措置として供給が行われる場合として、日量600m未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。) 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うとすることができず、水利用の許容量の削減により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水施設を有効に活用できない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水利権に転用する場合の水利権分の取扱について(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡)							
92	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	工場立地法により設置を要する環境施設の追加	工場立地法により設置を要する環境施設を追加する。 【制度改革の経緯】工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「環境施設(緑地、緑地以外の環境施設)」を設けることとされている。このうち、「緑地以外の環境施設」として、平成24年の同法施行規則の改正において、新たに太陽光発電施設が規定されたところである。平成27年度の提案募集において、「環境施設にソーラエネルギー設備を含める措置を求める」という提案が埼玉県から出されたが、「ソーラエネルギー設備は生産設備そのものであることから、環境施設に含めることはできない」という旨の回答がなれ、具体的な措置を求めることはできなかった。 【制度改革の必要性】蓄電池設備は、工場立地法検討小委員会で整理された太陽光発電施設が有する機能・効果を有し、特に再生可能エネルギーと組み合わせることにより、その機能・効果を補強するものである。O2O2貯出量削減効果・再生可能エネルギーの効率的な利用に、ピークカット・ピークシフト対策として有効。 ○周辺地域に対する防災・保安効果・停電時の非常用電源として使用可能 ○環境意識向上への啓発効果 しかしながら、環境施設に位置づけられていないため、事業者に対して、導入促進のインセンティブとなっていない。 【支障事例】分散型エネルギーの導入拡大による新たなエネルギー供給体制の構築に向けたインセンティブとなっていない。 【備考】蓄電池設備は発電機能を有しないことから、原動機などによる発電を行いその排熱を熱源として利用することにより電力と熱を同時に供給できる複合システムであるソーラエネルギー設備に含まれるものではない。	蓄電池設備の導入が促進されることにより、蓄電池の低コスト化が図られ、事業者の将来的な負担軽減に資するとともに、ピークカット・ピークシフト対策及び停電時のバックアップ対策としても有効である。制度改革は、分散型エネルギーシステムの導入促進及び低炭素社会の推進に資するものである。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	栃木県	山形県、栃木市	○ 近年の急速な地球温暖化問題への意識の高まりを背景として、新エネルギーの導入促進等の活動がさかんにされている。こうした活動は単にコスト削減の目的のみならず、社会貢献活動を目的とした取組の一環としても行われており、民間企業が太陽光発電施設と同様に「蓄電池施設」を設置するケースも増えている。また、許今、住民にとって「蓄電池施設」が環境にプラスになる施設であるとの意識が広まっている。県内においても、企業から「蓄電池施設」を環境施設に加えてほしい旨の要望が提出されている。	工場立地法の趣旨は、周辺環境へ配慮した適正な工場立地が行われることであり、その目的は工場と地域住民との共生共有である。 環境施設とは、「緑地に類する施設」かつ「工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与する施設」であり、蓄電池設備を追加するか否かについては、周辺環境や地域住民との調和の観点で検討する必要がある。 いただいたご提案は具体的などのような蓄電池設備を想定されているのかを判断することはできないが、蓄電池設備の中には発火などの危険性があることから消防法で規制がされているものもあることから、周辺生活環境への影響といった点で慎重な対応が求められるものと認識している。 したがって、具体的どのような施設であるのかを十分に精査した上で、環境施設としての適応性の検討をすることとした。		
93	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよ、届出に係る規定の省令への追加を求める。 【制度改革の経緯】砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更届出による届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可より対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の量があり、例年10件程度の実績がある。 当該事例については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、説明を待たなく、届出で足りることとなり、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れることとなり、処理期間の短縮化が見込まれる。	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	経済産業省、国土交通省	栃木県	福島県、茨城県、新潟県、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県	○ 変更認可申請にあたっては、事業者に対して集計手数料条例に基づき1件につき17,000円の手数料が発生することから、変更届出可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。 ○ 本県も業務主任者の変更等の直接災害の発生に繋がることがないものについても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。			
94	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取業務主任者の認定の規定の削除	砂利採取業務主任者の認定の規定の削除 【制度改革の経緯】業務主任者の認定制度については、試験制度創設時に経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。 【制度改革の必要性】業務主任者については、砂利採取に伴う災害防止のため、砂利採取法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務主任者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化する方が望ましい。 なお、平成27年度関東経済産業局内砂利採取法担当者会議における意見交換の場で認定制度の事例があるかを確認したが、各県とも事例はないとのことであった。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る砂利採取法改正により課すべし、許年度、手数料条例の改正事務が発生し、砂利採取業務主任者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	業務主任者資格については、試験による付与のみとすることで、災害発生の防止等のための資質を公平に判断することができるようになる。 また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはなくなる。	砂利採取法第6条第1項第5号及び第15条第2項	経済産業省	栃木県	岩手県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県	砂利採取法令では、砂利の採取を行うとする者は、法第3条及び4条の規定により、事務所置く砂利採取業務主任者の氏名を記載の上、都道府県知事による砂利採取業者の登録を受けなければならないと規定されている。 砂利採取業務主任者が不在となつて2週間を経過した後も不在の場合には、法第12条の規定により、都道府県知事はその砂利採取業者の登録を取り消し等をすることができることが規定されている。 一方で、都道府県知事が実施する砂利採取業務主任者試験については、現在、1年に1回の実施であることあり、試験による判断の不十分さを補正するため、法第6条第1項第6号の規定により、砂利採取業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する都道府県知事が認定した者を砂利採取業務主任者として置くことを認めている。 このような状況において、例えば、仮に、砂利採取業務主任者が名がいけない中小規模の砂利採取業者が、事故などにより、突然、砂利採取業務主任者が不在となった場合、中小規模の砂利採取業者は砂利採取業が出来なくなってしまうおそれがある。したがって、砂利採取業務主任者の認定制度は、中小規模の砂利採取業者にとって不可欠なものと考えている。 砂利採取業務主任者の認定制度を廃止することは、中小規模の砂利採取業者の砂利採取業からの排除につながり、産業振興の妨げとなることから、砂利採取業務主任者の認定の規定は引き続き必要であると考える。			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団休名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									支障事例			
											団体名			
95	B	地方に対する規制緩和	産業振興	採石業務管理者の認定の規程の削除	採石業務管理者の認定の規程について削除を求める。	【制度改正の経緯】業務管理者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることがなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】業務管理者については、岩石採取に伴う災害防止のため、採石法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務管理者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度を一化することが望ましい。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により条項すれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	業務管理者資格については、試験による付与のみとする中で、災害発生時の防止等のための資質を公平に判断することができるようになる。 また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはなくなる。	採石法第32条の4第1項第5号ロ及び第32条の13第2項	経済産業省	栃木県		岩手県、茨城県、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県	一	採石法令では、岩石の採取を行うとする者は、法第32条の規定により、事務所直に採石業務管理者の氏名を記載の上、都道府県知事による採石業者の登録を受けなければならないと規定されている。 採石業務管理者が不在となつてから2週間を経過した後も不在の場合には、法第32条の10の規定により、都道府県知事はその採石業者の登録を取り消し等をすることができることと規定されている。一方、都道府県知事が実施する採石業務管理者試験については、現在、1年に1回の実施であることもあり、試験による判断の不十分さを補完するため、法第32条第1項第6号ロの規定により、採石業務管理者試験合格者と同等以上の知識及び技能を有する都道府県知事が認定した者を採石業務管理者として置くことを認めている。 このような状況において、例えば、仮に、採石業務管理者が1名しかいない中小規模の採石業者が、事故などにより、突然、採石業務管理者が不在となった場合、中小規模の採石業者は岩石の採取がままならぬというおそれがある。したがって、採石業務管理者の認定制度は、中小規模の採石業者にとって不可欠なものと考えている。 採石業務管理者の認定制度を廃止することは、中小規模の採石業者からの排除につながるが、産業振興の妨げとなることから、採石業者の認定の規定は引き続き必要であると考えられる。
141	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取法に基づく権限の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請については、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがある」と認めるときのみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」と規定されている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌が地下水にしみこみ、地下水汚染や健康被害等の懸念も持たれている。県内21ヶ所中140ヶ所を対象とした県のボーリング調査によると、約半分で深層や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32ヶ所での不適切処理の割合は8割に上った。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により条項すれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早川川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水産や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特に天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水資源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌が地下水にしみこみ、地下水汚染や健康被害等の懸念も持たれている。県内21ヶ所中140ヶ所を対象とした県のボーリング調査によると、約半分で深層や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32ヶ所での不適切処理の割合は8割に上った。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により条項すれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	砂利採取法第37条第1項	経済産業省、国土交通省	滑川市		【別添資料あり】「砂利採取、採掘り続滑川の農地 コングリ埋め戻し」(平成27年8月13日付、富山新聞社会面) 「砂利採取 県は疑省を」(平成27年12月16日付、北越中日新聞コラム「越中春秋」)	一	砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は地の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものを指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもと、市町村長は、災害が発生するおそれがあるとき、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に對し、必要な措置を講ずべきことを要請することができることと定められている。 本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等の悪影響についても、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定に該当し得るものであると解され、現行法にて対応可能と考える。	
133	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の背景】農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約20haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、311haある。 【具体的支障事例】地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県		秋田県	一	○ 本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業から立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分断を断念している。進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により条項すれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への助言が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	一	○ 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間にかかる。)○ 同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○ 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への助言が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	一	○ 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることとされているが、実務上行われている離島振興計画の事前審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることとされているが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的支障事例】離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	一	○ 離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)		
	区分	分野									団体名	支障事例			
														団体名	支障事例
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができる。また、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。) また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第9項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画を提出しただけよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていない。 もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を要すること無く(法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要はあるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
51	A	権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)において、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。 フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。 しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かさないでいる。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間で、効果的に処理することが可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条	経済産業省、環境省	岡山県	宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県 ○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限り)が行えていない。 また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄物実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の周知を依頼する程度にとどまっている。 ○本県には、政令指定都市が1市、特別市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されつつある中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。 3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現することにより、業務の効率化が期待される。 ○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。 中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたこととあり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国会における審議を経て成立したものである。 機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せて持っていることが必要である。充戻回収業者の登録等における負担が増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。 ただし、附則第11条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものと考えられる。			